



食品安全システム認証 22000

附属書 8 教育・訓練機関に対する E ラーニングの

翻訳

FSSC 22000 スキーム文書の翻訳については英語版が公式で、拘束力をもちます。

目次

目次	1
1. 目的	2
2. 適用範囲.....	2
3. 一般要求事項	2
3.1 教育・訓練のタイプ	3
4. 個別要求事項	3
5. 追加の要求事項	15
5.1 仮想的なインストラクターによる教育・訓練.....	15
5.2 フルオンラインコース	15
フルオンラインコースの提供に対する追加要求事項の一部：	16
5.3 混合コース.....	17

1 目的

この附属書は、承認を受けた教育・訓練組織による、E ラーニングを通じた FSSC 22000 承認コースの提供に対する要求事項を記述する。

2 適用範囲

E ラーニングは、電子的リソースを活用した、正式な教育に基づいた学習システムである。教育はクラスルーム内または外部で行えるが、コンピューターとインターネットの利用により E ラーニングの主要な構成要素を形作っている。E ラーニングはネットワークを活用したスキルと知識の移転と称されることもあり、教育の提供は同時もしくは異なる時間に個人あるいは多数の受講者向けに行われる。

FSSC 22000 の適用範囲内の E ラーニングには、フルオンラインコースと VILT (Virtual Instructor-led Training) がある。

フルオンラインコースは、従来のクラスルームの外にある教育・訓練教材にアクセスするために、電子技術を活用する学習である。本書の文脈においては、E ラーニングを完全にオンラインで提供するコースとする。

仮想的なインストラクターによる教育・訓練 (Virtual instructor-led training、VILT) は、仮想的あるいはシミュレーション環境で提供される教育・訓練を指し、インストラクターと受講者が別の場所にいる。仮想的なインストラクター環境は、従来のクラスルームまたは学習環境をシミュレートするよう作られる。

混合コースも FSSC 22000 承認コースの適用範囲に含められるが、特定の状況下で、FSSC 22000 主任審査員に関連する場合のみとなる。混合コースは E ラーニングと物理的なクラスルーム式教育・訓練の組み合わせとして規定される。

3 一般要求事項

スキームのパート 6 で指定されている一般的な要求事項とアプリケーションが E ラーニングに適用され、本附属書では言及する必要のある差異や追加の要求事項について言及する。附属書はスキーム要求事項のパート 6 と併読すべきである。

3.1 教育・訓練のタイプ

E ラーニングは、次のタイプの FSSC 22000 向け教育・訓練に適用される。

- FSSC 22000 の理解： オンラインコースまたは VILT
- FSSC 22000 の実施： オンラインコースまたは VILT
- FSSC 22000 内部審査員コース： VILT のみ
- FSSC 22000 主任審査員コース： 混合コースのみ

E ラーニングコースの所要時間は、スキーム規則のパート 6 に示されているクラスルーム式教育・訓練の所要時間と揃えている必要がある。

混合コースで提供される FSSC 22000 主任審査員コースの場合、E ラーニングの内容は通常 2 日で、試験を含む 3 日間のクラスルーム式教育・訓練コースがそれに続く。

4 個別要求事項

以下の表は、スキームのパート 6 における要求事項の適用方法を定めており、E ラーニングに関連する追加の要求事項や特有の要求事項を含んでいる。

表 1 -E ラーニングに対するパート 6 での既存の条件の適用可否

FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
4.1 学習ニーズ	対象グループと学習目標の決定	Yes	これらの要求事項を詳述するウェブサイト、あるいは参考文書により提供される
	受講者の教育/経験の最低レベルを指定	Yes	
4.2 教育・訓練資料の開発			
1. 設計に含まれるべきもの :	a) 内容	Yes	
	b) 目的	Yes	
	c) 対象受講者	Yes	
	d) コースの前提条件	Yes	
	e) 学習目標	Yes	
	f) 教育・訓練計画/コースアジェンダ	Yes	
	g) 講師のメモ	Yes	デザインプランには、コース内容/ストーリーボードの要約に関する詳細及び提供されるオンライン教育・訓練コースへのアクセスが含まれる。デザインプランの内容には、5.1 及び/または 5.2 の要求事項が含まれる

	h) 受講者のメモ ; i) 配付資料 j) 評価方法 ; k) 教育・訓練資源	Yes	受講者に提供される参考文書 受講者に提供される教育・訓練資料及び参考文書 E ラーニングコースに適用される追加の条件
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
2. 教育・訓練には次に対する明確な説明が含まれなければならない			最小限の内容については TO ライブライリを参照
a) ISO 22000 (FSMS, ハザード管理)	Yes		
b) PRPs、OPRPs、CCPs	Yes		
c) 追加のスキーム要求事項	Yes		
d) 利害関係者評議会決定リスト	Yes		
3. 附属書 6 のコースに対する要求事項に合致		Yes	
4. 財団の著作権を尊重する		Yes	
4.3 学習環境及び資源			
1. 次を確認する :	a) リソースがすべて利用可能	Yes	これは、コース内容、コースの期待内容/前提条件、つまり標準知識、を含むリソースを

			ダウンロードできるかまたはそれへのリンクで提供される。
b) 指導者は利用可能なリソースを有している	Yes		
c) すべてのリソースはコース受講者によりアクセス可能	Yes	使用されるソフトウェアプラットフォーム、及びそれを使う受講者の能力を考慮する必要がある(IOS、Microsoft など異なるシステムと同等) ウェブサイトからのリンク経由	
2. TO は、特定のあらゆるニーズを考慮して、必要なスタッフ、助手及び資源が選択され、配備され、学習資源が維持されることを確実にしなければならない。		Yes	
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
4.4 コース受講者の評価			
1. コース受講者の評価(継続的評価、最終評価(試験)など)が必要となるコースの場合、TO は：		Yes – 混合コースのみ	主任審査員コースにのみ必須 – 混合コースの場合、グループ演習、ケーススタディ、最終評価はコースの実クラスマウムで行われなければならない

4.5 教育・訓練の有効性			
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
1. TO は、教育・訓練を完了したコース受講者の合格率(コースに合格及び不合格となったコース受講者の数)の記録をとらなければならない。		Yes	フルオンラインコースで問題を与える場合-受講者によって選択された不正解に対するフィードバック手段が必要である
2. TO は、コース受講者が教育・訓練(及び場合によっては、試験)に満足したかどうかを評価しなければならない。		Yes	
3. 顧客満足調査は、教育・訓練を実施するたびに、TO が実施しなければならない。継続的改善プログラムに従って、コースを改善するために、TO は必要な措置を講じなければならない。調査の記録をとらなければならない。		Yes	
5.1.1 訓練指導者の力量: 経験			
1. 訓練指導者は、審査員、コンサルタント又は QA/食品安全担当員として、最低 3 年間の FSMS の実務経験を有していなければならない。		Yes	VILT - 訓練指導者と同様な要求事項が適用される フルオンラインコース - スキームにある「訓練指導者」は、教育・訓練の開発者を指す

<p>2. 教育・訓練経験は、最低 3 つの教育・訓練コースを担当して、合計 10 日間の教育・訓練(1 日は 8 時間とする)に及んでいなければならぬ。教育・訓練が食品安全(例えば、ISO 22000, その他の GFSI 食品安全規格, HACCP など)の分野であることを証明する、記録を提供しなければならない。</p>		Yes	加えて、フルオンラインコースでは：教育・訓練手法及びオンラインコースの開発に関わった経験が必要である；
<p>3. 教育・訓練経験は、監督下で教育・訓練コースに参加することによって達成することができる。</p>		Yes	
5.1.2 訓練指導者の力量: 資格認定			
<p>1. 訓練指導者は、教育・訓練記録及び/又は経験によって実証される、次の適切な知識を有しているなければならない：</p>	<p>a) 入門及び実施コースを提供する資格認定された訓練指導者： i. スキーム要求事項、関連規範文書、FSSC 22000 ガイダンス文書。</p>	Yes	フルオンラインコース - スキームにある「訓練指導者」は、教育・訓練の開発者を指す
	<p>b) 審査コースを提供する資格認定された訓練指導者：</p>	Yes - VILT	
<p>FSSC 22000 のすべての訓練指導者は、訓練指導者教育・訓練プログラムに合格して、教育・訓練を実施する能力を実証しなければならない。</p>		Yes	フルオンラインコース - スキームにある「訓練指導者」は、教育・訓練の開発者を指す

			E ラーニングでの) 追加事項デジタル学習の開発と提供に経験またはコースで必要となる特有の教育・訓練
5.1.3 訓練指導者の教育・訓練			
FSSC 22000 のすべての訓練指導者は、訓練指導者教育・訓練プログラムに合格して、教育・訓練を実施する能力を実証しなければならない。		Yes	フルオンラインコース - スキームにある「訓練指導者」は、教育・訓練の開発者を指す E ラーニングでの) 追加事項デジタル学習の開発と提供に経験またはコースで必要となる特有の教育・訓練
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
5.1.4 個人的スキル			
1) 訓練指導者は、次の個人的スキルを備えていなければならない：	a) 聴き取り及び伝達スキル； b) プレゼンテーション開発スキル； c) 人にやる気を起こさせるスキル； d) 仕事を円滑に運ぶスキル； e) 対立に対処するスキル； f) 継続的な専門性開発スキル； g) 情報技術の有効活用スキル； 	Yes - VILT	フルオンラインコース： 1) 訓練開発者は、次の個人的スキルを備えていなければならない： b) プレゼンテーション開発スキル； f) 継続的な専門性開発スキル； g) 情報技術の有効活用スキル； h) 差別及び多様性の問題に対する感受性スキル；

	<p>h) 差別及び多様性の問題に対する感受性スキル；</p> <p>i) 行動又は価値基準の順守スキル</p> <p>j) 異文化を理解するスキル；</p> <p>k) 指導, カウンセリング, 助言スキル。</p>		<p>i) 行動又は価値基準の順守スキル；</p>
	<p>2) TO には, 訓練指導者がその個人的スキルを実証することを確実にする責任がある(例えば, 教育・訓練の観察によって)。</p>	Yes - VILT	<p>TO には, 訓練開発者がその個人的スキルを実証することを確実にする責任がある(例えば, オンライン教育・訓練コースのレビューによって)。</p>
5.1.5 資格認定記録			
<p>TO は, 訓練指導者の資格認定記録に記入して, 5.1.1~5.1.4 の要求事項を実証しなければならない。この記録は, FSSC 22000 訓練指導者としての資格認定の期間, 保持しておかなければならぬ。</p>		Yes - VILT	<p>フルオンラインコース：この記録は, オンラインコースの期間, 保持しておかなければならぬ。</p>
5.1.6 記録			
<p>作業経験, 資格認定及び教育・訓練の記録は, 各 FSSC 22000 訓練指導者について TO が維持しなければならない。</p>		Yes	<p>作業経験, 資格認定及び教育・訓練の記録は, 各 FSSC 22000 訓練指導者及び訓練開発者について TO が維持しなければならない教育・訓練。</p>

FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
5.2 訓練指導者の資格認定の維持			
1. TO は、訓練指導者の力量を維持するためのシステムを備えていなければならない。		Yes - VILT	フルオンラインコース - スキームにある「訓練指導者」は、教育・訓練の開発者を指す
2. TO は、f) 繼続的な専門性開発スキル(CPD)のための内部プログラムを提供して、訓練指導者が適切な知識及び教育水準を維持することを確実にしなければならない。		Yes - VILT	フルオンラインコース： TO は、継続的な専門性開発スキル(CPD)のための内部プログラムを提供して、訓練指導者が適切な知識及び教育水準を維持することを確実にしなければならない。
3. スキーム要求事項への何らかの変更は、新たなスキーム要求事項に合せて教育・訓練を実施する前に、訓練指導者に伝達しなければならない。		Yes - VILT	フルオンラインコース： スキーム要求事項への何らかの変更は、新たなスキーム要求事項に合せて教育・訓練を実施する前に、訓練開発者に伝達しなければならない。
4. スキームの更新及び情報に関する年次教育・訓練は、TO が整合化会議後に実施しなければならない。		Yes	
5. 教育・訓練スキルを維持するために、訓練指導者は、最低限、次のことを実施する：		Yes - VILT	フルオンラインコース： 訓練開発者はオンラインコースの開発スキルに関する継続的な専門性開発スキル (CPD) を実証する。

a) 2 年に一度、2 つの FSSC 22000 教育・訓練コース；又は b) 每年、FSSC 22000 コースと同等の 2 つの FSMS 教育・訓練コース(GFSI が承認したもの)。			
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
6 マネジメントシステム			
教育・訓練を開発し、提供するためのマネジメントシステムを備える：	パート 6 で求められている事項に対応するシステムをもつ	Yes	追加として： 1) オンラインのデータ/コースのコンテンツを保護する仕組みが必要 2) GDPR ポリシーをもつ
6.1 文書管理	最新のスキーム文書を使用し、変更が取り入れなければならない	Yes	指定期間内にコースコンテンツ及び更新/変更を維持管理する仕組みが必要
6.2 苦情及び異議申立て	パート 6 で求められている事項に対応するシステムをもつ	Yes	

附属書 6:			
FSSC 22000 の理解	a) FSSC 22000 b) FSSC 22000-品質 c) FSSC 22000 GMP	Yes	最小限のコース内容については TO ライブライを参照
FSSC 22000 の実施	a) FSSC 22000 b) 要求事項の実施例	Yes	最小限のコース内容については TO ライブライを参照
FSSC 22000 内部監査員	a) FSSC 22000 b) ISO 19011:に基づく監査員のスキル及び知識 2018 c) 審査要求事項の例 d) ケーススタディ e) 不適合の等級付け及び解消	Yes	VILT 訓練のみ
FSSC の 4-6、附属書 6 と 7 の要求事項	要求事項の詳細	E ラーニングに適用される既存の条件	E ラーニング特有の要求事項
FSSC 22000 主任審査員	a) 前提条件の要求事項: FSSC 22000 スキーム、ISO 22000: 2018; PRPs、ハザード管理 b) ISO 19011:に基づく監査員のスキル及び知識 2018; ISO/IEC	Yes – 混合コースのみ	コースの E ラーニング内容は、講義のみに専念し、最終評価(試験)のほか、グループ演習、ケーススタディ、講義内容の追加説明などは実クラスルーム内容に入る。 E ラーニ

	<p>17021 : 2015; ISO/TS 22003 : 2013</p> <ul style="list-style-type: none"> c) グループ演習 d) ケーススタディ (ロールプレイなど) e) 認証プロセス f) 審査期間の計算 g) 多サイト組織 h) 審査のタイプ(非通知審査及び移行審査を含む) i) 審査要求事項の例 j) 審査報告書 不適合の管理 		ングは完全オンラインまたは VILT による提供でもよい。
--	--	--	-------------------------------

附属書 7:

認証テンプレート		Yes	教育・訓練の方法は認証に追加される必要がある。つまり教育・訓練が、仮想的なインストラクターによる教育・訓練やフルオンラインコース、 <u>または</u> 混合コースのいずれで提供されるか。
----------	--	-----	--

5 追加の要求事項

5.1 仮想的なインストラクターによる教育・訓練

- a) 以下の要求事項がどのように扱われているかを示す手順がなければならない。
- b) VILT プラットフォームはコース実施の前に明確化及び試験される必要があり、学習者にとってそれが適切で利用可能であり、コースの目標を達成できることを確認する。
- c) VILT による教育・訓練は、すべてのコース内容を扱い、FSSC 22000 で承認されたクラスマームコースと同様な結果をもたらさなければならない。仮想訓練用にスライドの修正や追加スライドの作成が必要になる場合がある。
- d) 教育・訓練は現在の FSSC 承認訓練指導者によって行われなければならない。
- e) 訓練指導者は、提供方法に関する事項、及び対象受講者に効果的に仮想コースを提供する方法について追加で特別な教育・訓練を受ける。
- f) 当該技術の利用法ややり取りの仕方を学習者に教える方法、問題が起きた場合に使用できる IT サポートなど、学習者に提供する技術サポートの詳細を明らかにする。
- g) 期待及び教育・訓練への良好な参加に必要となる事項は、コースの前に受講者と話し合う必要がある。
- h) 以下を含むコース内容の配布方法について定める。
 - 各学習セッションの所要時間を、仮想教育・訓練にとって適切なものになるよう考慮する。
 - 学習者の参加を確認する方法。
 - グループのケーススタディを管理する方法。
 - 学習者の継続的評価を測定する方法。
 - 学習者の力量を確認する方法。
 - コース資料(コース前及びコース後)の学習者への与え方。
 - VILT を用いて提供されるコースの概要を財団に提出し続けること。
- i) TO は事前承認プロセスの一部として、これらの VILT コースの提供開始前に、財団に対し、どのコースが VILT を用いて提供されるのかを通知しなければならない。財団から承認が得られたら、TO は当該コースの提供が許される。
- j) VILT コースは、モニタリングプロセスの一部としてのインテグリティプログラムに含まれる。

5.2 フルオンラインコース

いかなる場合においても、適切な技術を利用して高品質な図版、音を使った教育・訓練を提供しなければならない。

- 1) プラットフォームは、ユーザーにとって適切で、アクセス可能でなければならない。
- 2) プラットフォームはコース実施の前に明確化及び試験される必要があり、学習者にとってそれが適切で利用可能であり、コースの目標を達成できることを確認する。
- 3) 当該技術の利用法ややり取りの仕方を学習者に教える方法、問題が起きた場合に使用できる IT サポートなど、学習者に提供する技術サポートの詳細を明らかにする。
- 4) 期待及び教育・訓練への良好な参加に必要となる事項は、コースの前に受講者と話し合う必要がある。

TO は事前承認プロセスの一部としてフルオンラインコースコースの提供物を共有する前に、財団に対し、どのコースがフルオンラインコースとして提供されるのかを通知しなければならない。財団の求めがあれば、TO は、コンテンツ、提供、品質の評価、つまり画像/動画を確認するためオンラインコースコースへのアクセスを提供しなければならない。財団から承認が得られたら、TO は当該コースのオンライン提供が許される。

オンラインコースは、モニタリングプロセスの一部としてのインテグリティプログラムに含まれる。

以下の要求事項がどのように扱われているかを示す手順がなければならない。

フルオンラインコースの提供に対する追加要求事項の一部：

a) 受講者とのかかわり

受講者がコースの全部を終了したことを実証する手段。例えば、受講者が全ページ、プレゼンテーション、演習を終了したこと。コース全体を終了し、参加したことを実証するための記録が必要である。

コースデザイン及びレイアウトは、モジュール/訓練単位の長さに関する配慮など、オンラインコースにとって適当なものでなければならない。

b) 双方向性

受講者との対話レベルに関する要求事項で、学習活動、技術ソリューション、技術の提供を提供するコースのタイプに適した組み合わせで提供する。

c) 受講者の理解

学習者が資料を理解していることを実証する仕組み、例えば演習。プレゼンテーションで問題を与える場合、不正解に対するフィードバック手段が必要である

d) 受講者の支援

当該技術の利用法ややり取りの仕方を学習者に教える方法、問題が起きた場合に使用できる IT サポートなど、学習者に提供する技術サポートの詳細を明らかにする。

e) 受講者の作業のレビュー

受講者が教育・訓練の 1 セクションについて完了または合格したことを主張した場合、それをどう検証するかといった問題や紛争が起きた場合に、インストラクターによってコースの内容をレビューする仕組み。

f) 教育・訓練の有効性

教育・訓練の有効性を測定し、トレンド分析を通じて継続的な改善を推進するために、コース測定も必要である。

g) コースの維持管理

教育・訓練が設計された時点で、質問への回答、必要に応じた受講者作業のレビュー、必要とされる教育・訓練の更新及び改善の実施を行うための、資格認定された訓練指導者がいなければならない。

5.3 混合コース

- a) 混合コースの場合、E ラーニングに対するフルオンラインコースまたは VILT いずれかの要求事項を、コースの E ラーニング内容がどの手法を使用するかに応じて満たしていかなければならない。スキームのパート 6 に記述されている、実クラスルーム教育・訓練に関連する要求事項が適用される。
- b) 混合コースで提供される FSSC 22000 主任審査員コースの場合、E ラーニングの内容は通常 2 日で、最終評価(試験)に加えてグループ演習、ケーススタディ(ロールプレイ)、講義部分に関する検証と補足説明を含む 3 日間の実クラスルーム式教育・訓練コースがそれに続く。
- c) FSSC 22000 主任審査員コースで求められるすべてのコース内容は、E ラーニングと実クラスルーム教育・訓練内容を組み合わせた形で提供される。
- d) E ラーニング内容は、実クラスルームが進む前に正しく終了していかなければならず、教育・訓練機関は E ラーニング内容を正しく終了したことを知る方法が必要である。
- e) E ラーニングにおいては、実クラスルーム教育・訓練がそれに引き続いて行われることが望ましいが、それが不可能な場合は、教育・訓練のこれら 2 つの内容は 1 週間の間を置くことが通常である。